

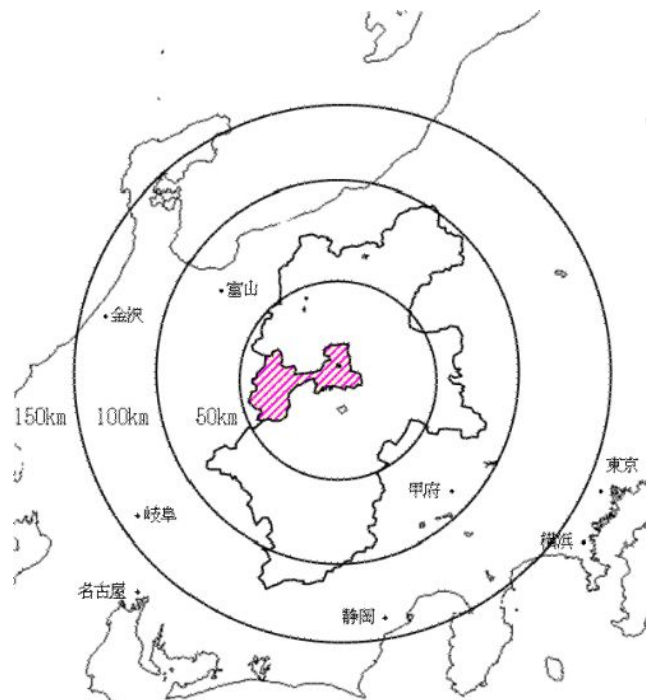
事例番号 073 自然の躍動 文化の鼓動 人の輝き(長野県松本市)

1. 背景

松本市は長野県中部に位置する人口 23 万人弱の都市である。このまちは 16 世紀後半に小笠原氏によって基礎が作られ、16 世紀末以降に石川氏によって城下町が整備された。松本城は現存する数少ない近世城郭として国宝に指定されており、町割りも当時の姿をよく残している。市内には善光寺街道、野麦街道、糸魚川街道が走り、松本市は流通の結節点として商業も盛んであった。城郭の東側と南側に形成された町人地がそれぞれ商業の中心地となった。1902 年(明治 35 年)に鉄道がまちの西側に南北に通され、松本駅が南西部に設けられると、市街地はその方向に拡大していったが、1980 年代後半以降駅前地区の開発が急速に進むと、かつての商業の中心であった城郭周辺部の商業は衰退することとなった。

松本市の西には北アルプス、東には美ヶ原があり、市内からは豊かな山岳眺望を得ることができる。それが市民の貴重な財産となっており、1940 年には早くも長野県が風致地区に指定している(建物の高さは第 1 種地区 8m、第 2 種地区 15m に制限)。ところが近年、松本城の周辺に中高層マンションが建設されるようになった。1972 年に松本城西側に 7 階建てのマンションが建設され、市民の間で景観保護の重要性が強く認識されるようになった。それを受けて行政指導による建築制限が導入されたが、1999 年にはより高層のマンションの建設計画が持ち上がり、景観を守るための新たな仕組みづくりが必要になった。

一方、駅前における商業活動の活発化に対し、古くからの中心市街地の商業の沈滞の度は著しく、同時に街なみの荒廃も進んでいた。このような状況に対し、伝統を活かしつつ地区を再生することが求められるようになった。



松本市の位置 (資料:松本市ホームページ)

2. 目標

松本市では 2006 年 3 月に「松本市基本構想 2010」を大幅に見直すとともに新たに「松本市第 8 次基本計画」(2006～2010 年度)を策定し、まちづくりのキャッチフレーズを「自然の躍動 文化の鼓動 人の輝き “つながり ひろがり はばたく まつもと”」とした。その趣旨は、2005 年 4 月の周辺 4 村との合併を踏まえ、市民一人ひとりの輝きで、さまざまな人や多彩な地域が“つながり”合っ、て、未来に“はばたく”、新たなる松本のまちづくりを目指すというものである。

このキャッチフレーズの下で、基本構想では市民がめざす将来のまちの姿として次の 6 つを設定している。

- ①みんなでつくる協働のまち / ②いつでも健康ではつらつと生きるまち
- ③安全で安心してゆとりをもって暮らすまち / ④美しい環境を大切にして未来につなぐまち
- ⑤熱気と活気にあふれ輝くまち / ⑥心豊かに夢がふくらみ育つまち

これらの実現を目指して、基本計画では市民との協働のまちづくりを進めるための施策体系をまとめている。その特徴は、①目的と手段の関係を明確にする計画、②施策を中心とする計画、③市民、行政等の役割分担の一例などを示したわかりやすい計画等となっている。

3. 取り組みの体制

「中町蔵のあるまちづくり推進協議会」、「お城下町まちづくり推進協議会」という市民組織や商店街組織が主体的に活動し、それらの意向を踏まえて、また、それらの活動を支えるために、市が制度整備や事業実施を行っている。

4. 具体策

(1) 景観規制

これまでの主な施策は以下のとおりである。

- | | |
|--------|---|
| 1972 年 | 松本市が「松本城景観保護審議会」設置 |
| 1973 年 | 専門的な調査、分析は市が東京大学大谷研究室に依頼、いわゆる「大谷レポート」が作成される。
「大谷レポート」では、松本城内からの山岳眺望を重視。北アルプスへは仰角 2 度以上、美ヶ原へは仰角 3 度以上の建築物は眺望を阻害するとした。
それを踏まえて審議会は「松本城とその周辺の景観保護対策(建築物の高度規制を中心にして)」を審議、1973 年に松本市に答申した。 |
| 1974 年 | 松本市が「松本城景観保護高さ規制」を導入
松本城内から北アルプス、美ヶ原への眺望景観を確保するための仰角の大きさに基づいて松本城周辺を複数の地区に分け、建築物の高さを 10、15、20m に制限する行政指導である。このときの考え方が今日の規制の基本をつくった。 |

その後、市民から土地利用規制の緩和を求める声が出る。

- 1986年 規制の内容を見直し、仰角による高さ制限に変更した。
3つの視点から仰角2.3度と15mの高さ制限とした。
- 1988年 「都市景観形成モデル都市」に指定(建設省)
- 1992年 松本市都市景観条例の施行、都市景観審議会設置
- 1999年 11月に9階建てのマンションの建設計画が持ち上がる。
最高高さ15mの商業地域内に高さ31.5mのマンションを建てようとするものであった。これは、松本城の天守閣の高さ(約29.4m)をも越えるものであった。

住民の間で反対運動が展開される。
市が土地を購入してマンション建設を回避した。
しかし、他にもいくつも同様の計画が出てくる可能性があった。

市と住民とで景観保護の勉強会を開始。

- 2001年3月 松本城周辺地区32.6haに高度地区を指定(建築物の絶対高さ制限を導入)
15m(面積17.2ha)、16m(6.3ha)、18m(2.4ha)、20m(6.7ha)の高さ制限

その後、景観法の制定があり、市ではさらに建築物の意匠、形態の規制、屋外広告物の規制・誘導等を検討している。

(2) 街なみ環境の整備

城郭周囲の中心市街地では「街なみ環境整備事業」等を核にして街なみの保全・整備が進んでいる。以下では、それらを「中町地区」及び「下町地区(上土町・緑町・縄手地区)」について見ることとする。

① 中町地区

中町地区は、女鳥羽川の南側、善光寺街道沿いの商人地であり、江戸時代は問屋町として発展した。今でも短冊状の町割りがよく残っている。1888年(明治21年)に大火があり、それを契機に蔵づくりの建築が増加した。

- 1986年 「中町まちづくり研究会」発足(商店街振興組合と町会による)
(1989年に「中町蔵のあるまちづくり推進協議会」に改組)
- 1988年 「中町蔵のあるまちづくり基本構想」作成
- 1989年 「街なみ環境促進事業」採用(1993年に「街なみ環境整備事業」に名称変更、地区面積6.2ha)
- 1989年 「中町(蔵のある)まちづくり協定」締結

同協定では、建築物等の新築、増改築、改修を行う場合、色彩、形態等意匠を次のように統一することとされた。

- ・色彩については、原色を避け、白、黒を基調とする。
- ・屋根等については、傾斜屋根として日本瓦を使用するか、それと同等の仕上げとする。
- ・外壁等については、正面から見える部分について、なまこ壁もしくはこれと同等の仕上げを行うこととする。

その他、新築する場合は屋根・庇については道路等の境界から1mセットバックする等の規定も設けられている。

街なみ環境整備事業では、公衆トイレ改修、藤棚歩道、中町東緑地、伊織壺水緑地、「中町蔵の会館」等を整備した。「中町蔵の会館」は、マンション建設で取り壊されそうになった歴史的木造建築(蔵造りの酒屋「大禮酒造」の母屋・土蔵・離れの3棟)を市が公園整備予定地に移築再生したもので、現在は住民のまちづくりの拠点等として使われている。また、同事業では善光寺街道沿いにきめ細かな生活空間を創出するために、路地や広場を整備している(藤棚のある歩行者空間、「蔵の会館」前の広場、小公園等)。

1997年度～2001年度には電線類の地中化、舗装の高質化を行っている。



中町 蔵の会館 (資料:松本市、以下の資料も同じ)



活気をとれもどした中町



中町通り 電線類地中化

② 下町地区(上土町・緑町・縄手地区)

下町地区は女鳥羽川の北側にある、3つのまち(上土、縄手、緑町)が集まった地区である。かつては武家地であり、地区内に外堀があったが、明治に入ってから埋め立てられて街路になった。駅前開発が盛んになるまでは繁華街として栄えた。

この地区では1989年に町会が中心になって「お城下町まちづくり研究会」を設立した。

1993年から「街なみ環境整備事業」が開始された(2008年度まで、地区面積6.0ha)。

1993年に「お城下町まちづくり協定」が締結され、1994年に「研究会」が「お城下町まちづくり推進協議会」に改組されてその推進母体になっている。この地区は明治に入って街なみが大きく変わり、大正時代の建築が多いことから、「大正ロマンのまちづくり」をテーマに地区を整備することとし、以下の整備が行われた。

1994年度	下町会館、辰巳の庭
1996年度	縄手横丁、外濠小路
1999年度	縄手西公衆トイレ、縄手東公衆トイレ
2000年度	特定公共賃貸住宅(市営住宅)外装(大正ロマン風に)
2001年度	一ツ橋歩道橋、縄手東小公園、上土歩道美装化
2002年度	上土歩道美装化
2005年度	緑町道路美装化

下町会館は除却されようとしていた洋風建築(1928年築)を市民が資金を拠出してファサード部を保全したもので、のちに街なみ環境整備事業に位置づけられてファサード部が移築されて市の施設になり、現在はまちづくりの拠点等として活用されている。「なわて通り」(商店街)の整備では、道路幅員を狭くし、沿道の建築物を平屋としてヒューマンスケールの空間づくりを行った。また、外濠小路、縄手横町小路等を路地として整備した。



特定公共賃貸住宅外装・一ツ橋歩道橋



(上)辰巳の庭公園 (中左)縄手東公衆トイレ (中右)縄手西公衆トイレ (下)縄手東小公園



下町会館



縄手横丁・外濠小路

中町地区、下町地区と同様の動きは他の地区にも広がっている。「まちづくり協定」は現在市内6地区で作成されている(上記2協定のほか、「お城東地区まちづくり協定」、「本町まちづくり協定」、「中央東地区まちづくり協定」、「中央西まちづくり協定」)。また、街なみ環境整備事業は、上記「お城下町地区」のほか現在「お城東地区」及び「中央東地区」の2箇所で行われている。それぞれの概要は以下のとおりである。

<お城東地区>

対象地区面積約 17.4ha(片端町、出居番町、東町1丁目、東町2丁目、東町3丁目、鍛冶町、餌差町、桜町、下横田町、南上横田町、葭町)

(1) 事業年度 2001年度～2010年度

(2) 主要経過

2001年度 街なみ環境整備方針承認、お城の東まちづくり推進協議会設立

2002年度 鯛萬小路整備、鯛萬井戸さく井

2003年度 お城東地区まちづくり協定締結完了、鯛萬井戸小公園整備

2004年度 葭町通路整備



鯛萬の井戸小公園(お城東地区)



源智の井戸東整備(中央東地区)

<中央東地区>

対象地区面積約 8.5ha（本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、飯田町1丁目、飯田町2丁目、小池町、宮村町1丁目、北源地、南源地）

(1) 事業年度 2004年度～2013年度

(2) 主要経過

2003年度 中央東地区まちづくり基本構想策定

2004年度 中央東地区街なみ環境整備方針及び事業計画策定、中央東高砂通り周辺地区まちづくり推進協議会設立

2005年度 中央東地区まちづくり協定締結、源智の井戸東側道路美装化

③ まちなみ修景事業

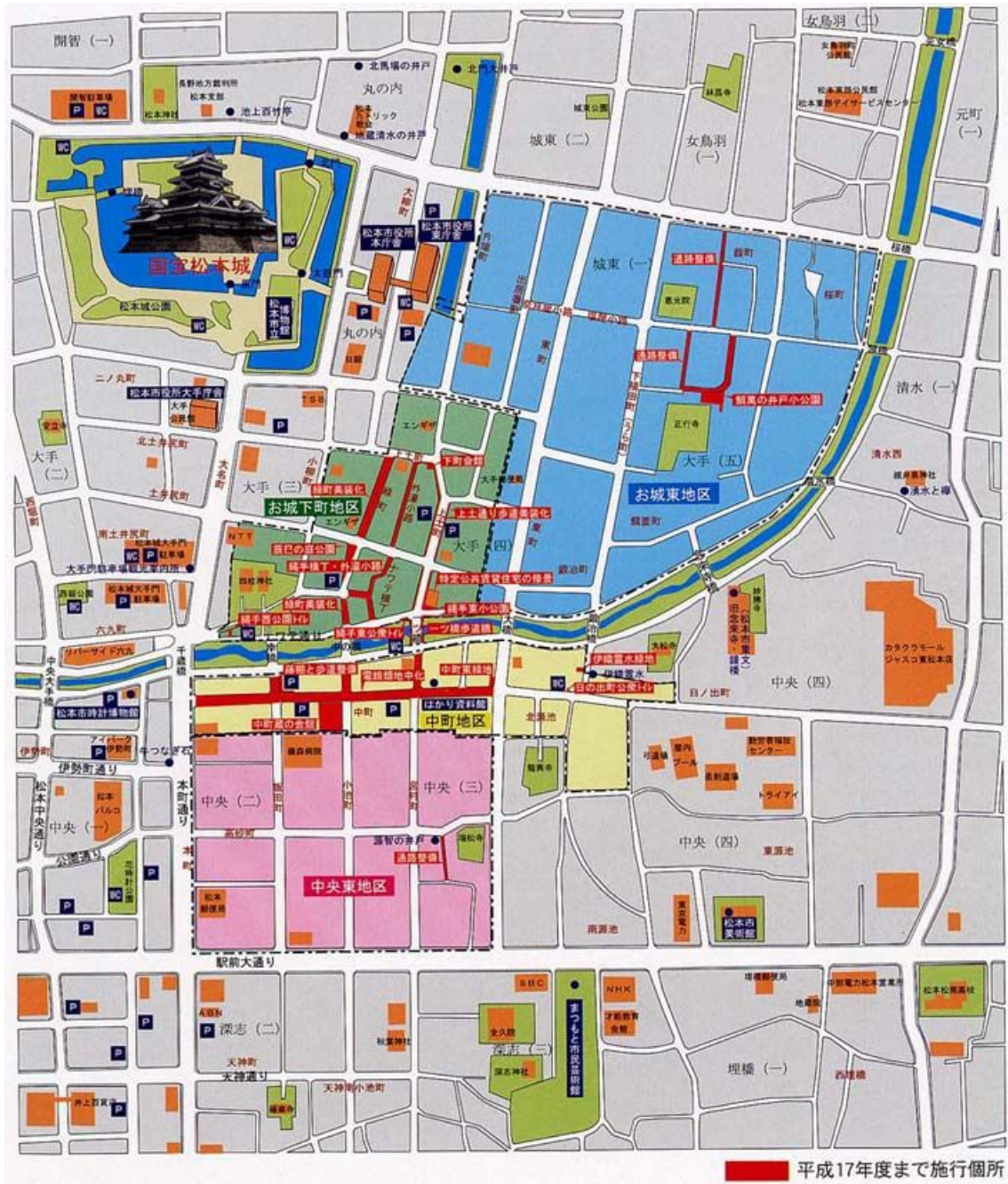
市は、まちづくり協定に基づく建築物の改修に関し、ファサード改修費の一部を補助している（補助率3分の2、限度額300万円）。対象となる地区は中町地区、お城下町地区（上土、緑町）、本町地区の一部、中央東地区である。「まちづくり協定運営委員会」の承認を得られたものが補助対象となる。

(3) 松本まるごと博物館

市は、2003年に「松本まるごと博物館構想」を策定した。この構想は1971年にフランスで誕生したエコミュージアム（「生活・環境博物館」と意識）の考え方を基本にしている。エコミュージアムの要素には、①運営・活動の中核となる施設（中核施設＝コア）、②様々な遺産や地域の環境を活かして整備された施設（衛星施設＝サテライト）、③これらを有機的に結びつける動線（発見の小径＝ディスカバリートレイル）があるが、松本市の構想では、「中核施設」、「準中核施設」、「テーマ拠点施設」及び環境等を含めた「資源」を「見学ルート」で結びつけてネットワークを形成するものとなっている。また、施設と市民、施設と様々な資源、市民と市民を密接に結びつけることで、「松本らしさ」を保存、育成、創造し、次代へ継承・発展させ、特有の文化とは何かを考えることで、新たな郷土の発展と松本らしい「松本まるごと博物館」につながる事業を展開するとしている。

5. 特徴的手法

高度地区により高さの絶対高さ制限を導入したことが松本市の景観を守る上で大きな働きをし、その後、佐賀市、丸亀市等でも導入に至った。また、街なみ整備では大事業を排して人々の生活の視点できめ細かなまちづくりが行われている。このように松本市では事業者の都合ではなく市民の視点でまちづくりが行われてきているが、その背景にはしっかりした市民組織の存在がある。すなわち、松本市では行政区組織（各区に置かれた公民館中心）と町内会組織（町内公民館中心）とがネットワークを形成し、行政の受身的な末端組織ではなく住民が主体的に活動する組織になっている。このような組織はかつては江戸にもしっかりとしたものとして形成されていたが、そのような組織が今でも存続していることが松本市における市民主体のまちづくりの一番の原動力になっている。



街なみ環境整備事業実施箇所



まちなみ修景補助金による改修の前後比較

6. 課題

既存の取り組みを踏まえつつ今後どのように「まるごと博物館」化を進めていくかが目下の課題となっている。

(参考・引用文献)

松本市ホームページ

佐藤滋＋城下町都市研究体編著『図説 城下町都市』鹿島出版会、2002年

日本建築学会編『景観まちづくり』丸善、2005年

『造形』no.33(2001年夏号)、建築資料研究社

国土交通省総合政策局事業総括調整官室『自立型地域コミュニティへの道』ぎょうせい、2004年